

新潟県立看護大学大学院履修規程

(平成18年3月23日規程第9号)

改正 平成20年9月4日

改正 平成22年4月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の規程に関し、授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本大学院の授業科目、配当年次（セメスターで表記）及び各授業科目別の単位数等は、別表のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修届（様式第1号）により、履修登録を行わなければならない。

2 履修登録後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認める場合には、この限りではない。

(修了要件)

第4条 学生は、修了するためには2年以上在学し、次項に定めるところにより合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査に合格しなければならない。

2 別表1を適用する場合、授業科目については、次の単位を修得しなければならない。

一 基盤看護分野から、必修6単位

二 専門分野から、必修6単位、選択10単位以上（そのうち、自らの専門分野の科目から7単位以上）

三 基盤看護分野、共通基盤分野及び専門分野から、選択8単位以上

3 別表2を適用する場合、授業科目については、次の単位を修得しなければならない。

一 共通科目からは、必修4単位、選択4単位以上

二 専門科目からは、必修6単位、選択16単位以上（そのうち、自らの専門領域の科目から10単位以上）

4 専門看護師の資格取得を希望する場合にあっては、認定に必要な所定の単位を修得しなければならない。

5 専門看護師の資格取得に必要なとなる授業の履修については、別に定める。

(試験)

第5条 単位認定を受けるには、規定時間を出席し、成績評価を受けなければならない。

2 授業科目の成績は、筆記試験、レポートその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。

(成績の評価)

第6条 授業科目の成績評価は、次のとおりA、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格として所定の単位を与える。

評 語	点 数
A	90点以上～100点
B	80点以上～90点未満
C	70点以上～80点未満
D	60点以上～70点未満
F	60点未満

(追試験)

第7条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験をおこなうことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に追試験受験申請書(様式第2号)を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第8条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

第9条 試験において、不正行為の事実が確認された場合には、当該授業科目を不合格とするほか、大学院学則第38条の規定により懲戒することができる。

(再履修)

第10条 単位の修得が認められなかった授業科目につき、単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

(既修得単位の認定等)

第11条 大学院学則第27条による単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書(様式第3号)を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。